

限度額 UP!

光熱費もOK

東村山市 農業者・企業等

12月より補助拡充

燃料費・光熱費応援金

東村山市では、事業に必要な燃料費の高騰を価格に転嫁できず収益が減少している等、影響を受けている **農業者・企業等を対象に、事業に係る燃料費・光熱費の一部を支援**します!

対象事業者 (下記①～③の全てに該当すること)

- ① 主たる **事務所・事業所の所在地が市内**にある **農業者・事業者**。
 ◎業種は問いません。◎フリーランスを含む個人事業者・法人事業者いずれも対象。
 ◎医療法人・NPO 法人等も対象となります。
- ② **令和4年12月31日以前に事業等を開始**していること。
- ③ 事業等を **開始した日から1カ月以内**に、**開業届等***を提出していること。*: 法人の場合「法人設立届出書」



申込要件 (下記全てに該当すること)

- **燃料費・光熱費を経費として計上**していること。
- 燃料費高騰による **収益の減少**や、**その他相当の影響**があること。
- **申請時点で事業等を営み、かつ、今後も継続して事業を営む意思**があること。

※他の補助金を受けている場合、別途条件があります。
 ※今年度すでに「燃料費応援金」の補助を受け、上限に達した方も、**増額分について再度お申込み可能**です。

対象経費 (新たに都市ガス・電気を追加!)

- 対象期間内に購入した、**事業用燃料費・光熱費**
【燃料費・光熱費とは】ガソリン、灯油、軽油、重油、LPG、都市ガス、電気 のうち事業用に購入した費用。

対象期間	令和 4 年 4 月 1 日(金曜)から
	令和 5 年 1 月 31 日(火曜)

申請期限

令和 **5** 年 **2** 月 **15** 日(水曜) ※消印有効

お問合せ先

東村山市商工会 : **042-394-0511**

※本事業の窓口は東村山市商工会です。
 ※申請対象・必要書類等に関するご不明点はお電話にてお問合せください。

応援金額 (限度額を増額しました)


補助率 : **購入額の 30%**

※千円未満切捨て。税抜価格に対する補助となります。

支給限度額	農業者・個人事業主	法人
	30 万円 10 万円増額	60 万円 20 万円増額

- 全期間分を一度にまとめて申請可能。
- 月1回を限度に、期間中複数回に分けた申請も可能。(期間を通して最大6回まで)
 ※申請の都度、千円未満切捨てとなります。
- ただし、補助額の合計が「支給限度額」を超えない範囲に限ります。

申請方法 (注意! 申請書が変わりました)

- 必要書類等は、東村山市または東村山市商工会のホームページでご確認ください。

- ※クレジットカード等を利用した給油で、**領収書が用意できない場合の提出書類が一部変更になりました**。詳細はホームページをご確認ください。
- 申請書類をご用意のうえ、**東村山市商工会へご郵送**ください。※郵送料は申請者負担です。

【送付先】	〒189-0014
	東村山市本町 2-6-5
	東村山市商工会「燃料費・光熱費応援金」係

※内容確認のため、ご連絡させていただく場合があります。